

緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例）のお知らせ

本資金は『新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・休業した方』のいる世帯に対する貸付です。

まずはお電話ください。

新型コロナウイルス感染症との関連など個別事情を聞き取り、貸付効果を考慮して申請の手続きを行います。

今回の貸付条件は収入減少の確認が必要になります。

貸付金額 10万円以内 ※特別な場合は20万円以内

特別な場合とは、以下の場合です。

- ◆世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ◆世帯員の中に要介護者がいるとき ◆世帯員が4人以上の世帯
- ◆世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- ◆世帯員に個人事業主等があり、その収入減少により生活に要する費用が不足するとき

- | | |
|--------|-------------|
| ●利子 | 無利子 |
| ●据置期間 | 1年以内 |
| ●償還期間 | 2年（24回払い）以内 |
| ●連帯保証人 | 不要 |

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

※青森県社協の審査により、貸付金額の減額又は貸付をしないことがあります。

※申込みした日から送金まで10～14日程度かかりますのでご了承ください。

虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付した資金を即座に返還していただきます。

—お問い合わせ先—

社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会 電話：0173-34-3494

〒037-0033 五所川原市字鎌谷町502番地5

※開所時間 月曜～金曜 8時30分～17時まで（祝日除く）